

# 特定工場における 公害防止組織の整備 (公害防止管理者等) のしおり

平成28年4月

## 目次

1	公害防止組織法について	P1～2
2	公害防止組織の体系について	P2～3
3	届出について	P3
4	届出書の提出先	P4
※	法律による届出が必要な施設一覧	
	騒音関係・振動関係	P2
	ばい煙関係	P5～6
	一般粉じん・特定粉じん関係	P7
	水質関係	P8～13
	ダイオキシン類関係	P14

佐 世 保 市

環 境 部 環 境 保 全 課

〒857-0851

佐世保市稲荷町1番8号

TEL 0956-26-1787(直通)

FAX 0956-34-4477

## 定義

法律…特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織法）

### 1 公害防止組織法について

#### (1) 法律の内容

法律に定める業種に属し、かつ法律に定める施設を持つ工場（特定工場）を設置する事業者は、その施設の種類や規模、従業者数に応じて、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者を選任し、届出を行う必要があります。

#### (2) 対象となる業種について

- ① 製造業（物品の加工業を含む）
- ② 電気供給業
- ③ ガス供給業
- ④ 熱供給業

#### (3) 対象となる施設（特定工場）について

特定工場の種類				選任する公害防止管理者の種類	左記に必要な資格（いずれかが必要）
大気関係	ばい煙発生施設	大気汚染防止法施行令別表第1の9、または14～26の項に掲げる施設（大気関係有害物質発生施設、別表1）	排出ガス量が40,000Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	大気関係第1種	大気関係第1種
			排出ガス量が40,000Nm <sup>3</sup> /h未満の工場	大気関係第2種	大気関係第1・2種
		大気汚染防止法施行令別表第1のうち、上記以外のもの（別表1）	排出ガス量が40,000Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	大気関係第3種	大気関係第1・3種
			排出ガス量が10,000Nm <sup>3</sup> /h以上40,000Nm <sup>3</sup> /h未満の工場	大気関係第4種	大気関係第1～4種
	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げるすべての施設（別表2）	一般粉じん関係	大気関係第1～4種、特定粉じん関係、一般粉じん関係	
	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げるすべての施設（別表3）	特定粉じん関係	大気関係第1～4種、特定粉じん関係	
水質関係	汚水等排出施設	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設（水質関係有害物質発生施設、別表4）	排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	水質関係第1種	水質関係第1種
			排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第2種	水質関係第1・2種
		同法施行令第3条に掲げる汚水等排出施設のうち、上記に掲げる施設以外の汚水等排水施設（別表4）	排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	水質関係第3種	水質関係第1・3種
			排出水量が1,000m <sup>3</sup> /日以上、10,000m <sup>3</sup> /日未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第4種	水質関係第1～4種

騒音関係	騒音発生施設	機械プレス	呼び加圧能力 980kN 以上	騒音・振動関係	騒音・振動関係、騒音関係
		鍛造機	落下部分の重量が 1t 以上のハンマー		
振動関係	振動発生施設	液圧プレス（矯正プレスを除く）	呼び加圧能力 2,941kN 以上	騒音・振動関係	騒音・振動関係、振動関係
		機械プレス	呼び加圧能力 980kN 以上		
		鍛造機	落下部分の重量が 1t 以上のハンマー		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号、同別表第2の第1号から第14号に掲げる施設（別表5）		ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係

※ばい煙発生施設のうち、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項の廃棄物焼却炉は特定工場の対象外です。

※大気汚染防止法施行令別表第1の9の項の施設は硫化カドミウム、炭酸カドミウム、蛍石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するもののみが対象です。

※騒音・振動発生施設は本市の規制区域内にあるものが対象です。

※表中の排出ガス量は「設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計」です。

※表中の排出水量は一日当たりの平均的な排出水の量のことを指します。

※大気関係・水質関係・ダイオキシン類関係の施設の詳細については、別表1～5をご覧ください。

※公害防止管理者の資格取得には、国家試験に合格するか、資格認定講習を受講し所定の課程を修了する必要があります。詳しくは試験・講習の実施機関（一般社団法人 産業環境管理協会、その他国が指定する団体）までお尋ねください。

## 2 公害防止組織の体系について

対象となる工場の設置者（特定事業者）は、その内容に応じ以下の公害防止組織を構成する必要があります。

構成者	職務	選任に必要な要件	資格（いずれか）
公害防止統括者及び代理者	公害防止業務の統括管理	常時従業員が21名以上の工場の場合は必要	不要

公害防止主任管理者及び代理者	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者の指揮	①排出ガス量が 40,000m <sup>3</sup> /h 以上のばい煙発生施設 ②排水量が 10,000m <sup>3</sup> /日以上 の汚水等排出施設 の両方が設置される工場において選任（※一定の要件を満たす場合は選任不要）	①公害防止主任管理者有資格者 ②大気関係第1種もしくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種もしくは第3種の有資格者
公害防止管理者及び代理者	公害発生施設・公害防止施設の維持・管理、使用燃料・原材料の検査等の公害防止に係る技術的事項の管理	施設の種類ごとに必要な資格を有する者を選任	上記1(3)を参照

※公害防止統括者は、特定の資格を有する者であることを要しませんが、法律の趣旨上、工場における最高の権限と責任を有する者のことを指します（工場長等）。

※公害防止主任管理者（及び代理者）・公害防止管理者（及び代理者）については、法律または法律の趣旨上、以下の場合において兼任が禁止されています。この他、兼任の可否については本市環境保全課までご確認ください。

- ① 同一人物が2以上の工場の公害防止管理者またはその代理者を兼ねる場合（ただし、一定の要件を満たす場合を除く）。
- ② 同一人物が2以上の工場の公害防止主任管理者またはその代理者を兼ねる場合。
- ③ 同一人物が本人とその代理者を兼ねる場合。
- ④ 同一人物がある工場の公害防止管理者と別の工場の公害防止主任管理者を兼ねる場合。

### 3 届出について

公害防止統括者や公害防止管理者等を選任または解任したときは、以下に示す届出が必要です。届出書は2部（1部は写しで可）の提出をお願いします。

届出書の名称	添付書類等	選任時期	届出時期
公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任（死亡・解任）届	なし	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任（死亡・解任）した日から30日以内
公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任（死亡・解任）届	（選任届のみ） 選任された者の国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書の写し	選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任	選任（死亡・解任）した日から30日以内
公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任（死亡・解任）届			
承継届 ※相続又は合併により特定事業者の地位を承継した時	承継の事実を証する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	承継の日から30日以内	

※各種様式は、佐世保市ホームページ「申請書式のダウンロード」からダウンロードできます。  
(<http://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/download.html>)

#### 4 届出書の提出先

○全ての届出

→佐世保市環境保全課（佐世保市稲荷町1-8 環境センター2階）

※これまでは施設の内容によって窓口が長崎県と佐世保市に分かれておりましたが、平成28年4月から窓口が佐世保市に一本化されます。

別表 1 公害防止組織法に係るばい煙発生施設一覧（番号は大防法施行令別表第 1 に対応）

番号	ばい煙発生施設	(大気関係有害物質発生施設 以外のもの)	大気関係有害物質発生施設に 該当するもの
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、 熱源として電気又は廃熱のみを 使用するものを除く。)	伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上であるか、 又はバーナーの燃料の燃焼能力 が重油換算 500/h 以上であるこ と。	
2	水性ガス又は油ガスの発生のに 供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコ ークスの処理能力が 1 日当たり 20 t 以上であるか、又はバーナ ーの燃料の燃焼能力が重油換算 500/h 以上であること。	
3	金属の精錬又は無機化学工業品 の製造の用に供する培焼炉、焼 結炉(ペレット焼成炉を含む。) 及び煨焼炉(14の項に掲げる ものを除く。)	原料の処理能力が 1 t/h 以上で あること。	
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。)転炉及 び平炉(14の項に掲げるもの を除く。)		
5	金属の精製又は鑄造の用に供す る溶解炉(こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項 までに掲げるものを除く。)	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上である か、羽口面断面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上 であるか、バーナーの燃料の燃 焼能力が重油換算 500/h 以上で あるか、又は変圧器の定格容量 が、200kVA 以上であること。	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金 属若しくは金属製品の熱処理の 用に供する加熱炉		
7	石油製品、石油化学製品又はコ ールタール製品の製造の用に供 する加熱炉		
8	石油の精製の用に供する流動接 触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 が 200 kg/h 以上であること。	
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫 黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重 油換算 60/h 以上であること。	
9	窯業製品の製造の用に供する焼 成炉及び溶融炉	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上である か、バーナーの燃料の燃焼能力 が重油換算 500/h 以上であるか、 又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。	
10	無機化学工業品又は食料品の製 造の用に供する反応炉(カーボ ンブラック製造用燃焼装置を含 む。)及び直火炉(26の項に掲 げるものを除く。)	変圧器の定格容量が、1,000kVA 以上であること。	
11	乾燥炉(14の項及び 23 の項 に掲げるものを除く。)		
12	製鉄、製鋼又は合金鉄、若しく はカーバイドの製造の用に供す る電気炉		
13	(対象外施設)		
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供 する培焼炉、焼結炉(ペレット焼 成炉を含む。)溶鋳炉(溶鋳用反 射炉を含む。)、転炉、溶解炉及 び乾燥炉		原料の処理能力が 0.5 t/h 以上 であるか、火格子面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバー ナーの燃料の燃焼能力が重油換算 200/h 以上であること。

番号	ばい煙発生施設	(大気関係有害物質発生施設以外のもの)	大気関係有害物質発生施設に該当するもの
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設		容量が 0.1m <sup>3</sup> /h 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設		原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 50 kg/h 以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 30l/h 以上であること。
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉		原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 50 kg/h 以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)		電流容量が 30kA 以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉		原料として使用する燐鉱石の処理能力が 80 kg/h 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50k0/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉		伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上であるか、又はポンプの動力が 1 kW 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)		原料の処理能力が 80 kg/h 以上であるか火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 500l/h 以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 100/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であること。
24	鉛の第2次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉		容量が 0.1m <sup>3</sup> /h 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設		
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設		硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100 kg/h 以上であること。
28	コークス炉		原料の処理能力が 20 t/日以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 500/h 以上であること。	
30	ディーゼル機関		
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 350/h 以上であること。	
32	ガソリン機関		

別表2 公害防止組織法に係る一般粉じん発生施設一覧（番号は大防法施行令別表第2に対応）

番号	一般粉じん発生施設	
1	コークス炉	原料処理能力が 50 t / 日以上であること。
2	鉱物(コークスを含み石綿を除く。)又は土石の堆積場	面積が 1,000m <sup>2</sup> 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が 75 cm以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03m <sup>3</sup> 以上であること。
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。

別表3 公害防止組織法に係る特定粉じん発生施設一覧  
(番号は大防法施行令別表第2の2に対応)

番号	特定粉じん発生施設	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)	
9	穿孔機	
備考	この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。	

別表4 公害防止組織法に係る汚水等排出施設一覧（番号は水濁法施行令別表第1に対応）

番号	汚水等排出施設（水質関係有害物質排出施設以外のもの）	水質関係有害物質排出施設
1	(対象外施設)	
1の2		
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ：湯煮施設	
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水産動物原料処理施設      ロ：洗浄施設 ハ：脱水施設      ニ：ろ過施設      ホ：湯煮施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：洗浄施設      ハ：圧搾施設 ニ：湯煮施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：洗浄施設      ハ：湯煮施設 ニ：濃縮施設      ホ：精製施設      ヘ：ろ過施設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：洗浄施設（流送施設を含む。） ハ：ろ過施設      ニ：分離施設      ホ：精製施設	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ：搾汁施設      ニ：ろ過施設      ホ：湯煮施設 ヘ：蒸りゅう施設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：洗浄施設      ハ：圧搾施設 ニ：真空濃縮施設      ホ：水洗式脱臭施設	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：洗浄施設      ハ：圧搾施設 ニ：分離施設	
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：洗浄施設      ハ：分離施設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料浸せき施設      ロ：洗浄施設（流送施設を含む。） ハ：分離施設      ニ：洗だめ及びこれに類する施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：ろ過施設      ハ：精製施設	
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：湯煮施設      ハ：洗浄施設	

番号	汚水等排出施設（水質関係有害物質排出施設以外のもの）	水質関係有害物質排出施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水洗式脱臭施設      ロ：洗浄施設	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：まゆ湯煮施設      ロ：副蚕処理施設 ハ：原料浸せき施設      ニ：精練機及び精練そう ホ：シルケツト機 ヘ：漂白機及び漂白そう      ト：染色施設 チ：薬液浸透施設      リ：のり抜き施設	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するもの
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗毛施設      ロ：洗化炭施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：湿式紡糸施設      ロ：リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ：原料回収施設	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：湿式バーカー      ロ：接着機洗浄施設	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：湿式バーカー      ロ：薬液浸透施設	左記のうち、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するもの
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料浸せき施設      ロ：湿式バーカー ハ：碎木機      ニ：蒸解施設      ホ：蒸解廃液濃縮施設 ヘ：チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト：漂白施設      チ：抄紙施設（抄造施設を含む。） リ：セロハン製膜施設 ヌ：湿式繊維板成型施設      ル：廃ガス洗浄施設	
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：自動式フィルム現像洗浄施設      ロ：自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するもの
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：ろ過施設      ロ：分離施設      ハ：水洗式破碎施設 ニ：廃ガス洗浄施設      ホ：湿式集じん施設	左記のうち、ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するもの
25		水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：塩水精製施設      ロ：電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗浄施設      ロ：ろ過施設      ハ：カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ：群青製造施設 ホ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するもの

番号	汚水等排出施設（水質関係有害物質排出施設以外のもの）	水質関係有害物質排出施設
27	<p>前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：ろ過施設                      ロ：遠心分離機</p> <p>ハ：硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>ニ：活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>ホ：無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>ヘ：青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>ト：よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>チ：海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>リ：バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ヌ：廃ガス洗浄施設</p> <p>ル：湿式集じん施設</p>	<p>左記のうち、水質汚濁防止法施行令に掲げる有害物質又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するもの</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：湿式アセチレンガス発生施設                      ロ：さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ハ：ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>ニ：アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>ホ：塩化ビニルモノマー洗浄施設</p> <p>ヘ：クロロプレンモノマー洗浄施設</p>	<p>左記のうち、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するもの</p>
29	/	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：ベンゼン類硫酸洗浄施設</p> <p>ロ：静置分離器</p> <p>ハ：タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：原料処理施設                      ロ：蒸りゅう施設</p> <p>ハ：遠心分離機                      ニ：ろ過施設</p>	/
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>ロ：ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>ハ：フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>	<p>左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するもの</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：ろ過施設</p> <p>ロ：顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>ハ：遠心分離機                      ニ：廃ガス洗浄施設</p>	<p>左記のうち、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するもの</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：縮合反応施設                      ロ：水洗施設                      ハ：遠心分離機</p> <p>ニ：静置分離器</p> <p>ホ：弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ヘ：ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設</p> <p>ト：中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ：ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ：廃ガス洗浄施設                      ヌ：湿式集じん施設</p>	<p>左記のうち、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1・4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するもの</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：ろ過施設                      ロ：脱水施設                      ハ：水洗施設</p> <p>ニ：ラテックス濃縮施設</p> <p>ホ：スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>	<p>左記のうち、テトラクロロエチレンを含む物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するもの</p>

番号	汚水等排出施設（水質関係有害物質排出施設以外のもの）	水質関係有害物質排出施設
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：蒸りゅう施設      ロ：分離施設 ハ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するもの
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：廃酸分離施設      ロ：廃ガス洗浄施設 ハ：湿式集じん施設	
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗浄施設      ロ：分離施設      ハ：ろ過施設 ニ：アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ：アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ：アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト：イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ：エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ：二-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ：シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル：トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ：ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ：プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ：メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ：メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するもの
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料精製施設      ロ：塩析施設	
38の2		界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：脱酸施設      ロ：脱臭施設	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗浄施設      ロ：抽出施設	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するもの
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：石灰づけ施設 ハ：洗浄施設	
43		写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

番号	汚水等排出施設（水質関係有害物質排出施設以外のもの）	水質関係有害物質排出施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設      ロ：脱水施設	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設	
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水洗施設      ロ：ろ過施設      ハ：ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設      ニ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するもの
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：動物原料処理施設      ロ：ろ過施設 ハ：分離施設 ニ：混合施設（第二条各号に掲げる物質を含む物を混合するものに限る。以下同じ。）      ホ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するもの
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	左記のうち、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するもの
49	農薬製造業の用に供する混合施設	
50	第二条各号に掲げる物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	左記のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1・4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するもの
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：脱塩施設      ロ：原油常圧蒸りゆう施設 ハ：脱硫施設      ニ：揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ：潤滑油洗浄施設	左記のうち、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するもの
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗浄施設      ロ：石灰づけ施設      ハ：タンニンづけ施設 ニ：クロム浴施設      ホ：染色施設	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：研磨洗浄施設      ロ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するもの
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：抄造施設      ロ：成型機 ハ：水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	

番号	汚水等排出施設（水質関係有害物質排出施設以外のもの）	水質関係有害物質排出施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水洗式破碎施設                      ロ：水洗式分別施設 ハ：酸処理施設                              ニ：脱水施設	左記のうち、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するもの
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水洗式破碎施設                      ロ：水洗式分別施設	
60	（対象外施設）	
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：タール及びガス液分離施設                      ロ：ガス冷却洗浄施設 ハ：圧延施設                                  ニ：焼入れ施設 ホ：湿式集じん施設	左記のうち、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するもの
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう                                  ロ：電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ：焼入れ施設                                  ニ：水銀精製施設 ホ：廃ガス洗浄施設 ヘ：湿式集じん施設	左記のうち、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するもの
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：焼入れ施設                                  ロ：電解式洗浄施設 ハ：カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ：水銀精製施設                                  ホ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するもの
63の2	（対象外施設）	
63の3		石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：タール及びガス液分離施設 ロ：ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	左記のうち、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するもの
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	左記のうち、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するもの
66	電気めっき施設	左記のうち、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するもの
66の2		エチレンオキシド又は一・四・ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3 ～ 71の4	（対象外施設）	
71の5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72 ～ 74	（対象外施設）	

別表5 公害防止組織法に係るダイオキシン類発生施設一覧

(1) 大気関係特定施設 (番号はダイオキシン類対策特措法施行令別表第1に対応)

番号	ダイオキシン類発生施設 (大気関係)	
1	焼結鉍 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。) の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が 1t/h 以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉 (鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上のもの
3	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 0.5t/h 以上のもの
4	アルミニウム合金の製造 (原料としてアルミニウムくず (当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。) を使用するものに限る。) の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が 0.5t/h 以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1t 以上のもの

(2) 水質関係特定施設 (番号はダイオキシン類対策特措法施行令別表第2に対応)

番号	ダイオキシン類発生施設 (水質関係)	
1	硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b・3'・2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。) の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	